

# 静清処理区

## 凡 例

	全体計画区域： 事業計画(認可)区域内 下水道整備完了以降に整備を 進めていく予定の区域
	事業計画(認可)区域： 現在下水道の整備を 進めている区域
	下水道が使える区域
	令和7年3月31日より 新たに下水道が使える区域
	未供用区域(整備済)